

議事日程 (第3号)

平成18年 9月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成17年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成17年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成17年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成17年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成17年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成17年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成17年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成17年度中間市病院事業会計決算認定について  
(日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第46号議案 平成18年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第12 第47号議案 平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第13 第48号議案 平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第14 第49号議案 平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第15 第50号議案 平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第16 第51号議案 平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)

(日程第11～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第17 第52号議案 中間市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例

日程第18 第53号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 第56号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(日程第17～日程第19 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第20 第58号議案 中間市環境基本条例

日程第21 第59号議案 中間市障害福祉計画策定委員会条例

(日程第20～日程第21 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第22 意見書案 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書  
第10号

(日程第22 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第23 意見書案 教育基本法の改正案の撤回を求める意見書  
第11号

(日程第23 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第24 意見書案 国民のくらし最優先の予算編成を求める意見書  
第12号

(日程第24 提案理由省略・質疑・討論・採決)

日程第25 第24号議案 中間市政治倫理条例

(平成16年)

(日程第25 継続審査)

※追加

日程第1 議員提出議案 中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
第2号

※追加

日程第2 議員提出議案 中間市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
第3号 を改正する条例

(提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第26 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (21名)

1 番	中家多恵子君	2 番	山本 慎悟君
3 番	佐々木晴一君	4 番	植本 種實君
5 番	古野 嘉久君	6 番	青木 孝子君
7 番	久好 勝利君	8 番	井上 太一君
9 番	岩崎 三次君	10 番	堀田 英雄君
11 番	井上 久雄君	12 番	湯浅 信弘君
13 番	掛田るみ子君	14 番	香川 実君
15 番	上村 武郎君	16 番	岩崎 悟君
17 番	佐々木正義君	18 番	米満 一彦君
19 番	下川 俊秀君	20 番	片岡 誠二君
21 番	杉原 茂雄君		

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	松下 俊男君	助役	……………	山崎 義弘君
教育長	……………	船津 春美君	総務部長	……………	柴田 芳夫君
市民経済部長	……………	萩原 一秋君	保健福祉部長	……………	田中 茂徳君
建設部長	……………	行徳 幸弘君	教育部長	……………	左京 邦彦君
上下水道局長	……………	小南 哲雄君	市立病院事務長	……………	貞末 伸作君
消防長	……………	長谷川邦彦君	総務部参事	……………	前原 光博君
秘書課長	……………	田中 久光君	経営企画課長	……………	白尾 啓介君
財政課長	……………	牧野 修二君	総務課長	……………	中野 諭君
環境保全課長	……………	松本三千人君	人権推進課長	……………	中村 次春君
介護保険課長	……………	成富 隆俊君	健康増進課長	……………	中尾三千雄君
管理課長	……………	栢野 広行君	下水道課長	……………	佐藤 満洋君
学校教育課長	……………	深見 卓矢君	生涯学習課長	……………	津田 正人君

---

事務局出席職員職氏名

局長	谷川 博君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

---

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第 1. 認定第 1号

日程第 2. 認定第 2号

日程第 3. 認定第 3号

日程第 4. 認定第 4号

日程第 5. 認定第 5号

日程第 6. 認定第 6号

日程第 7. 認定第 7号

日程第 8. 認定第 8号

日程第 9. 認定第 9号

日程第10. 認定第10号

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの平成17年度各会計決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号平成17年度中間市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分並びに認定第7号平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計全体では6億5,547万円の黒字決算で、単年度収支におきましても40万円の黒字となっております。

続きまして、当委員会所管の一般会計の歳入の主なものを申し上げます。

地方交付税では、普通交付税が46億7,200万円、特別交付税が7億7,300万円の収入で、対前年度比1.7%の減額となっております。

一方で、地方債の借入額は14億6,300万円で、対前年度比34%の大幅な減額となっております。これは、平成16年度に減税補てん債借換債を6億7,700万円措置していたことや、地方交付税の減少分を補完する臨時財政対策債が1億6,700万円の減額となったことなどが主な要因であります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

まず、人件費が、収入役の廃止や市長、助役、教育長の給料削減、一般職の管理職手当削減を昨年に引き続き実施したことに加え、退職者の不補充などにより、一般会計全体の職員人件費では1億200万円の減額となっております。

次に、平成17年度の主な事業としましては、総務費では、第4次総合計画の策定や国勢調査、交通安全対策事業などを行っております。

次に、消防費では、石油貯蔵施設立地対策交付金事業として、広域災害に対応した高性能携帯無線を配備するなど、消防設備の充実を図っております。また、洪水ハザードマップを作成し、市内全世帯に配付をしております。

次に、教育費では、平成17年度から小中学校の環境整備としてトイレの改修を年次的に行うこととしており、本年度は南小学校、中間中学校で施工しております。また、アスベスト対策では、調査の結果、全小中学校で安全基準を満たしてはりましたが、万全を期するためアスベストを含有していた4カ所で除去工事を行い、また、アスベストが使用されていた給食用備品はすべて取り替えを行っております。

最後に、平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計について申し上げます。

平成17年度は岩瀬地区の用地取得を行い、全額を公共用地先行取得債で対応しており、歳入歳出ともに5,000万円となっております。

以上の審査の後、採決いたしましたところ、一般会計及び公共用地先行取得特別会計ともに、全員の賛成で、いずれも認定すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

#### ○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

#### ○民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号17年度中間市一般会計歳入歳出決算のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号特別会計国民健康保険事業、認定第3号住宅新築資金等特別会計、認定第6号老人保健特別会計、認定第8号介護保険事業特別会計、認定第10号病院事業会計の各歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、一般会計決算について、その概要を申し上げます。

社会福祉費、児童福祉費、生活保護費を合わせた3款民生費の歳出決算額は71億4,300万円で、一般会計歳出総額の40.4%を占め、前年度に比べ1億4,200万円の増加となっております。

これらの内訳について、社会福祉費28億5,900万円の主なものは、職員人件費3億5,600万円、国民健康保険会計繰出金4億400万円、老人保健会計繰出金4億

7,400万円、介護保険会計繰出金4億6,100万円、地域総合福祉会館費5,400万円、各種入所措置費等の扶助費7億4,500万円であります。前年度より1億1,400万円増加した主な要因は、国民健康保険、老人保健、介護保険会計への繰出金で7,000万円が増加したことによるものです。

児童福祉費16億4,200万円の主なものは、職員人件費2億6,800万円、児童措置費11億3,300万円、人件費を除く児童福祉施設費6,600万円などで、前年度より減少したのは、16年度法改正に伴い児童手当システム改良委託料の300万円、私立保育所扶助費1,700万円が減少したことによるものです。

生活保護費の26億4,100万円の主なものは、職員人件費1億4,000万円と、扶助費24億8,300万円であります。この扶助費の内訳の主なものは、医療扶助費14億7,300万円、生活扶助費7億7,500万円、住宅扶助費1億7,700万円となっております。なお、被保護世帯数973世帯、人員数1,509人で、前年度より世帯数で14世帯増加、人員で2人増加しております。

続いて、保健衛生費、清掃費を合わせた4款衛生費の歳出決算額は11億4,300万円で、歳出総額の6.5%を占め、前年度に比べ2,400万円の減少となっております。

これらの内訳について、保健衛生費4億600万円の主なものは、職員人件費8,000万円、病院事業会計繰出金1億4,500万円、合併処理浄化槽設置等補助金1,000万円、健康診査等の各種検診委託料1億200万円となっております。清掃費7億3,700万円の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合等負担金7億1,900万円です。前年度より1,800万円減少したのは、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金で2,000万円が減少したことによるものです。

続いて、6款農林水産業費の歳出決算額は1億100万円で、歳出総額の0.6%を占め、前年度に比べ3,300万円の減少となっております。この減少の要因は、農地費の工事請負費等で2,900万円減少によるものです。

歳出の主なものは、農地費のうち農地基盤整備事業による農業用排水路整備工事費等の工事請負費が3,500万円や、農業振興費のうち農業振興補助金300万円となっております。

続いて、7款商工費の歳出決算額は6,200万円で、歳出総額の0.4%を占め、前年度に比べ800万円の減少となっております。この減少の主なものは、人件費700万円であります。歳出の主なものは、職員人件費1,500万円、中間商工会議所補助金、筑前中間川まつりの補助金1,700万円などとなっております。

次に、特別会計について報告いたします。

最初に、国民健康保険事業につきましては、歳入決算額49億2,700万円、歳出決算額55億4,000万円で、歳入歳出差し引き歳入不足額6億1,300万円となっております。前年度より歳入で4,300万円の増加、歳出では1億1,700万円の増加とな

っております。

歳入の主なものは、国民健康保険税14億1,800万円、国庫支出金15億9,200万円、療養給付費交付金12億4,000万円、繰入金4億400万円となっております。このうち、保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が92.8%、収入未済額が1億600万円、滞納繰越分の徴収率が9.3%で、収入未済額が4億100万円、合計で5億800万円の収入未済額となっております。

歳出の主なものは、保険給付費33億7,400万円で、総事業費の60.9%、老人保健拠出金11億4,400万円で、総事業費の20.7%が主なものです。また、国民健康保険被保険者数1万9,700人のうち、国保老人被保険者は5,733人で、被保険者数の29.1%を占めております。

次に、住宅新築資金等特別会計につきましては、歳入決算額2,400万円、歳出決算額6億800万円で、歳入歳出差し引き歳入不足額5億8,300万円となっております。17年度末における貸付金元利未償還金は6億900万円となっております。

次に、老人保健特別会計につきましては、歳入決算額62億8,300万円、歳出決算額61億9,700万円で、歳入歳出差し引き額8,500万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金35億6,400万円で、国庫支出金17億6,800万円、県支出金4億1,900万円、繰入金4億7,400万円となっております。

歳出の主なものは、医療諸費61億8,300万円で、歳出の99.8%を占めており、この内訳の総医療費61億6,300万円は、16年度に比べると1億3,400万円の減少となっております。この理由として、医療費受給者数は前年度に比べ延べ人数で3,790人減少したものの、14年10月の老人保健法医療改正に伴い、前期高齢者の新設により老人保健該当者数が前年度に比べ減少したことによるものです。

討論において、委員より、老人の医療費負担が減額されるように努めてほしいとの意見もあっております。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、歳入決算額28億8,600万円、歳出決算額28億1,400万円で、歳入歳出差し引き額7,200万円となっております。収入済額の主なものは、介護保険料4億7,400万円、国庫支出金6億9,600万円、支払基金交付金8億5,400万円、県支出金3億3,400万円、繰入金4億6,100万円となっております。

前年度より増加した主な要因は、介護保険料1,000万円、支払基金交付金3,500万円、県支出金900万円、繰入金で2,900万円増加したことによるものです。

介護保険事業の支出の主なものは、保険給付費26億6,600万円で、支出の94%を占めております。前年度より介護サービス等の保険給付費が1億100万円増加しておりますが、これは、要介護認定者数の伸びや、制度の定着による介護サービスの利用が増

えたことによるものと考えられます。

委員より、利用料負担や保険料負担の減免制度を設けるべきではないかとの意見もあっております。

最後に、病院事業会計について、消費税を除いて説明しますと、まず、病院事業収益22億1,500万円の主なものは、医業収益のうち入院と外来を合わせた診療収入で20億6,900万円、医業外収益のうち、他会計負担金及び補助金等7,000万円であります。

病院事業費用21億8,400万円の主なものは、給与費10億1,200万円、材料費8億200万円のうち、薬品費は6億2,000万円、診療材料費は1億5,700万円、経費2億3,100万円、また、医業外費用の主なものは、支払い利息、雑損失などで8,400万円であります。

その結果、17年度決算額は特別利益の損失を差し引きまして、3,000万円の純利益を上げております。これに前年度繰越欠損金4億5,300万円を差し引きしますと、4億2,300万円の当年度未処理欠損金となっております。16年度の収益と比較しますと、入院収益で1,600万円減少し、外来収益で5,100万円増加しておりますが、この結果、患者数が減少したものの、医業収益は対前年度比2,900万円、1.4%の増収となっております。医業費用については、給与費の医業収益に対する割合は47.9%で、前年度に比べ1.8ポイント向上しております。

また、17年度の入院延べ患者数は3万7,269人で、入院診療日数365日として、1日平均102人、病床利用率は83.7%となっており、前年度と比べますと入院延べ患者数で131人の減少となっております。外来患者数では、17年度9万1,346人で、前年度より5,662人の減少、外来診療日数271日として、1日平均337人となっております。患者数全体では5,793人の減少となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入の主なものは、市の一般会計からの負担金7,400万円、支出の主なものは、建設改良費の固定資産購入費1,200万円、企業債償還金1億1,600万円、差し引き5,500万円の不足を生じております。なお、この不足については、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんされております。

以上が当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、一般会計のうち民生経済委員会に付託されました所管部分、特別会計国民健康保険事業、住宅新築資金等特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計は賛成多数で、病院事業会計は全員の賛成で認定すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）



次に、岩崎悟建設水道委員長。

### ○建設水道委員長（岩崎 悟君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号、認定第4号、認定第5号及び認定第9号の平成17年度決算認定4件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計の歳入歳出決算から主なものを申し上げます。

交通安全対策費では、小池1号線防護柵設置工事など市内各所の道路反射鏡、街路灯等10件の設置工事が行われ、車や歩行者の交差点での事故防止と、通行の安全性が図られております。

衛生費の環境衛生費では、合併浄化槽補助事業として17年度は25基の補助を行っております。

労働費の特定地域開発就労事業費では、団地内道路の老朽化に伴って、新団地内道路改良工事など6件の道路整備がなされております。これにより、交通の円滑化が図られ、住環境の向上、地域の開発と発展に寄与するとともに、失業者の雇用の機会確保がなされております。

土木費の道路橋りょう費では、御畑瀬戸線側溝布設替工事や、中鶴四丁目地内水路蓋架設工事など市内既設道路44件の工事が行われ、市内道路、排水溝の維持管理を行い、地域の安全と環境の向上が図られております。

河川費では、道元水路浚渫工事と市内各所の水路浚渫工事36件の工事が行われ、排水路に堆積した土砂、塵芥の除去及びのり面伐採等により、降雨期における冠水を防止するとともに、流水を良好にし、生活環境の保全がなされております。

公園費では、垣生公園噴水設備改修工事等が行われ、また、市内各公園の安全性強化のため、フェンス、土どめ等の修繕、補強を行い、子どもに安全で安心な公園施設づくりが行われております。

住宅費では、平成17年度から土手ノ内公営住宅新築工事に着手し、第1期工事におきましては、鉄筋コンクリート造3階建の18戸が完成しました。平成18年度は残りの第2期工事15戸を施工し、土手ノ内公営住宅建替工事が完了する予定でございます。

次に、地域下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

17年度は227万円の黒字となっております。しかし、今後とも事業の拡大は見込まれないため歳入増の見込みがなく、また、現在の施設は25年以上経過し、老朽化の進行に伴い修繕費等の経費増が予想され、17年度は中鶴、曙下水処理場機器類修繕工事等17件の工事が行われております。

次に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

17年度決算において367万円の黒字となっております。17年度は、桜台一丁目、

上底井野地区等の下水道整備が行われております。17年度は9,280メートルの管を布設し、普及人口は16年度より2,200人増加し、1万7,600人に達しております。普及率は36.7%となっております。

最後に、水道事業会計決算について申し上げます。

平成17年度の水道事業会計決算におきまして、収益的収支で4,178万円の純利益となっております。営業収益の主たる収入である給水収益は、16年度より減少しましたが、経費節減に努めたことから、経常利益は16年度より増収となりました。資本的収支では、2億9,111万円の不足を生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で全額補てんしております。

平成17年度の水道整備事業では、県道中間宮田線配水管布設工事などの改良工事、下水道工事に伴う配水管移設工事が行われ、給水人口は6万7,581人で、16年度より68人減少しました。平成17年度も黒字決算となりましたが、給水人口は減少傾向にあり、また、有収水量の大きな伸びが期待できない現状で、水道事業を取り巻く状況は非常に厳しさを増しております。

以上、4件につきまして最後に採決いたしましたところ、一般会計、地域下水道事業特別会計、水道事業会計は全員の賛成で、公共下水道事業特別会計は賛成多数で認定すべきであると決した次第でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

平成17年度中間市歳入歳出決算のうち、一般会計と特別会計においては、国民健康保険、老人保健、介護保険、住宅新築資金、公共下水道事業、公共用地先行取得、以上7件について、日本共産党議員を代表いたしまして反対討論をいたします。

小泉政権が進める構造改革の大企業優先、弱肉強食の経済路線のもとで、生活保護世帯数や非正規雇用労働者の割合、貯蓄ゼロ世帯数、貧困率など、格差を示すどの指標も増加し、貧困と社会的格差が一層広がりを見せています。

また、市場原理万能主義に基づく規制緩和路線のもとで、耐震偽装事件やJRの事故、ライブドア事件やBSE問題など、国民の命や財産の安全までが脅かされる事態が広がりました。こうした時こそ市政が不公正な同和事業の廃止や不要不急の事業の見直しを行い、

住民の安全、健康及び福祉を守るという地方自治の役割を果たすことが求められます。

平成17年度一般会計では、国の同和対策事業は終結しているにもかかわらず、同和対策関連事業決算内訳は、同和地区を対象にした人間ドックなど保健対策や、同和地区子ども会等少年団体育成、人権教育に要する経費等で898万8,000円が計上されています。また、一般対策に移行したという隣保館事業や納骨堂管理委託料、市有墓地草刈委託料など、従来の同和事業を温存しています。

人権対策総務費では、人権のまちづくりセンターや隣保館などの職員体制は特別扱いの同和事業を踏襲するものであり、直ちに直視すべきです。

高齢者福祉の施策では、70歳以上の高齢者生活実態調査が行われ、生活問題の早期発見や孤独死を最小限に回避でき、高齢者が元気に過ごすまちづくり施策として評価するものです。しかし、17年度新規事業にコミュニティバス運行事業がありましたが、計画倒れしています。高齢化率が年々上がる中、高台に生活する高齢者や障害者が、市役所や病院、買い物に利用できるコミュニティバス運行事業は切実になっており、早期実施を求めるものです。

環境保全にかかわる問題では、ごみ収集が有料化されて以来不法投棄が後を絶ちません。市民と自治体の協力、また生産者にごみの処理費用を負担させてこそ、ごみを減量できます。ごみ袋料金を引き下げるとともに、生産者責任を政府に求めるべきです。

教育費では、小中学校のトイレが改修され、児童生徒や先生方から「ピカピカのトイレになった」「汚い、臭い、怖いトイレが解消できました」と喜ばれております。また、教育環境整備では、早急に学校校舎の耐震対策を講じることを求めるものです。

次に、反対する特別会計について討論いたします。

国民健康保険は、6億1,318万8,000円の累積赤字、単年度では7,443万6,000円の赤字です。赤字の要因は、医療費が増えていることと、保険税の滞納が多いことです。失業や倒産が増え、年金の引き下げが行われ、所得は減る状況の中、滞納は否めません。滞納者には資格証明書や短期保険証を発行していますが、医療を受ける権利、生存権を奪うことになってしまいます。国庫負担率をもとの45%に戻させ、国保税の引き下げや減免制度を拡充し、市民の健康と命を守ることを求めます。

老人保健では、1人当たりの年間医療費給付額は88万4,389円で、対前年度比2.3%の増になっています。早期発見、早期治療をできる体制と予防医療の充実を求めるものです。

介護保険では、高齢者はこれまでも介護保険料や利用料の負担が重く、介護サービスを抑制していましたが、昨年10月から食費や居住費が全額自己負担になったため、デイサービスなどの利用回数を減らす高齢者が増えています。全国の4分の1の自治体を実施している低所得者の保険料や利用料の減免制度を導入し、誰もが安心して受けられる介護保険制度にすべきです。また、苦情処理の窓口となる第三者機関を設置することを求める

ものです。

同和住宅新築資金については、同和地区住民に住宅の新築や改修などの資金を融資するためにつくられたもので、必要な書類をそろえなくても、また、支払い能力も調べず貸し付けるなど、ずさんなものであったことから返済が滞り、平成17年度で5億8,391万8,000円の赤字になっています。条例違反の貸し出しが赤字の原因であり、認められません。

公共下水道事業特別会計の中に、同和事業水洗便所及び排水設備改造補助金305万6,000円が含まれています。これは、旧同和地区の家庭でトイレの水洗化を行う際の工事費に1軒当たり最高で30万円の補助金を出すものです。既に同和関係の法律もなくなり、同和地区もなくなりました。特別扱いをする法的根拠がない中での事業は直ちに中止すべきです。

公共用地先行取得特別会計歳入歳出に5,000万円が計上されております。これは岩瀬二丁目434番7の約4,650坪の土地を5,000万円で購入した費用です。買い取る理由を、当時の大島市長は、市道の拡幅と丘陵地の防災工事のためと説明しました。ところが、その後、買い取った山を造成して武道場や弓道場を建設する計画が明らかになりました。山の造成から施設建設までの費用は13億円、場合によっては21億円にもなります。市の財政状況が大変なとき、市民の常識では考えられないことです。税金のむだ遣いは許せません。決算認定に反対するとともに、施設建設の事業の中止を強く求めます。

最後に、病院事業会計について、意見を付して賛成いたします。

市立病院が公立病院として地域の基幹病院となるための抜本対策を講じるべきです。また、新薬先発品からジェネリック医薬品に切り替えると、患者負担を軽減できるだけでなく、国保会計や老人保健会計の医療費を軽減でき、赤字の削減もできます。新薬先発品からジェネリック医薬品への切り替えの促進を求めるものです。

以上、討論を終わります。

#### ○議長（井上 太一君）

ほかに討論——中家多恵子さん。

#### ○議員（1番 中家多恵子君）

私は、とりわけ認定第7号平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

納税者の立場に立って市民が納得できる予算をつくる、ごく当たり前のことですが、17年度中間市公共用地先行取得特別会計は、ことの全容不鮮明のままに、とにかく土地の予算だけは確保しようと、当初9,000万円もの根拠のない過大計上の予算でした。土地取得のあり方は、過去の議会答弁を覆しての鑑定価格3,814万5,000円を大幅に上回る5,000万円でした。

当時の大島市長は、初め市当局は、土地開発公社がこの土地を取得し転売した不鮮明な

土地売買を明確にすることなく再取得しました。土地管理審査委員会も異議もなく了承したことは、今後の用地買収に大きな影響を及ぼす。このことは職員の間では、今後は大変なことだと聞き及んでいます。

この土地について、昨年の3月議会では取得目的を丘陵地の防災、道路整備と説明していましたが、土地取得依頼は教育委員会であったことや、市教委の土地取得依頼の目的は武道場、弓道場の建設などであったことが、6月14日の議会運営委員会等で初めて知りました。陳情書を書かされたと言われる弓道連盟の仰木会長は、財政が厳しいのに施設を建設したら、税金を払う市民が納得しないと陳情書の撤回を昨年市当局に提出されておられます。地方財政法第4条第1項には「地方公共団体の経費はその目的を達成するため、必要かつ最小限を超えてこれを支出してはならない」としています。これに違反し、不当、不法な支出でありました。今日だれも責任をとることもなく、負の財産として市民へのつけのみが残りました。中間市のさまざまなむだ遣いの体質の一掃を求めて、反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これで討論を終結いたします。

これより認定第1号から認定第10号までの平成17年度各会計決算認定10件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号平成17年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成17年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成17年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○議長（井上 太一君）**

起立多数であります。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成17年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成17年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○議長（井上 太一君）**

起立多数であります。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成17年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○議長（井上 太一君）**

起立多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成17年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成17年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成17年度中間市水道事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成17年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

---

日程第11. 第46号議案

日程第12. 第47号議案

日程第13. 第48号議案

日程第14. 第49号議案

日程第15. 第50号議案

日程第16. 第51号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第11、第46号議案から日程第16、第51号議案までの平成18年度各会計補正予算6件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

**○総務文教委員長（上村 武郎君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第46号議案平成18年度中間市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

今回の補正予算の総額は、6,050万円で、一般会計の総額を167億4,300万円とするものです。

まず、歳入では、普通交付税とその補完的財源であります臨時財政対策債が7月に確定したことからその調整が行われております。普通交付税は43億5,850万円となり、当初予算と比較して1億2,720万円の減額で、臨時財政対策債につきましても4億5,500万円となり、当初予算よりも2,340万円の減額となっております。

また、今回の補正予算に対する財源不足分につきましては、前年度繰越金から7,670万円を充当するものです。

次に、歳出の主なものは、総務費では給与構造改革に伴う一般職員の給与等の大幅な改定、さらには退職者の不補充などにより人件費の調整が行われております。

給料及び職員手当では、1億6,230万円の減額ですが、福岡県市町村職員退職手当組合特例負担金の確定による負担金1億2,280万円の追加補正額と差し引きしますと、人件費総額では3,950万円の減額となっております。

また、各特別会計に対する一般会計からの繰出金は、国保、老人保健、介護保険特別会計におきましては総額1,740万円を繰り出し、公共下水道事業特別会計においては、国庫補助金及び市債等の調整で8,770万円が減額されております。

また、教育費においては、学校施設耐震化に向けて耐震化優先度調査を実施する経費として、小中学校合わせて1,790万円、さらに各小中学校の安全対策として、校舎の改善費410万円が計上されております。

以上の審査の後、最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

次に、井上久雄民生経済委員長。

**○民生経済委員長（井上 久雄君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第46号議案一般会計補正予算（第3号）のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに第47号議案特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）、第50号議案老人保健特別会計補正予算（第1号）、第51号議案介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。



まず、一般会計補正予算について申し上げます。

歳入の主なものは、民生費県補助金のうち老人福祉費補助金300万円が減額補正されております。内容につきましては、福岡県高齢者等在宅生活支援事業による減額補正であります。

次に、歳出については、民生費の身体障害者福祉費200万円が増額補正され、この主なものは、障害者自立支援法の本年10月からの適用分に係る障害者地域生活支援事業委託料に200万円を計上しております。

また、民生費の老人福祉費では、介護保険事業特別会計に1,100万円や、高齢者の健康対策として地域総合福祉会館で開設しております介護予防費としての健康増進事業の経費として400万円がそれぞれ増額しております。

農林関係では、中間市と鞍手町が共同で施工いたしております境川改修工事の施工区間160メートル延長する護岸工事費及び中底井野農道改修工事費に1,300万円を増額補正しております。

次に、特別会計国民健康保険事業補正予算につきまして、歳出の主なものは、医療費制度改革において国民健康保険に関するものとして、保険財政共同安定化事業の創設による共同事業拠出金2億5,600万円、前期高齢者負担区分の電算システム変更委託料200万円、保険給付費の高額医療費では、退職被保険者高額療養費6,600万円が増額補正されております。

歳入では、療養給付費交付金6,600万円、共同事業交付金2億3,600万円、諸収入2,000万円がそれぞれ増額されております。

以上により、歳入歳出とも3億2,900万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億3,300万円となっております。

次に、老人保健特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、総務費において、老人保健法改正に伴い医療費の自己負担限度額の認定方法等が変更されたことにより、電算システム変更委託料に100万円の増額補正され、歳入では、一般会計からの繰入金100万円が増額されており、歳入歳出とも100万円を追加し、予算の総額は歳入歳出それぞれ64億1,800万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、保険事業勘定として、電算処理システム改修委託料400万円、介護認定審査会の審査手数料経費500万円がそれぞれ増額しております。地域支援事業費としては総合相談事業費や任意事業費等総額で900万円、諸支出金で、前年度分の補助金償還金300万円をそれぞれ増額しております。また、介護サービス事業勘定については、居宅介護支援事業費の経費として700万円を減額しております。

また、歳入の主なものは、繰入金1,100万円を計上し、歳入歳出とも1,400万円を追加し、予算の総額は32億1,700万円となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、一般会計補正予算については賛成多数で、特別会計国民健康保険事業補正予算、老人保健特別会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算については全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

次に、岩崎悟建設水道委員長。

**○建設水道委員長（岩崎 悟君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第46号議案、第48号議案及び第49号議案の補正予算3件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、労働費では、失業対策事業である二タ股東中牟田線道路改良事業にかかわる用地購入費として、990万円が計上されております。

土木費の道路橋りょう費では、市内各所の道路及び側溝の修繕料として720万円、道路の清掃や街路樹の剪定等の経費として500万円を計上しております。また、中間三丁目の下水管布設工事に伴う道路改良工事費として1,700万円が計上されております。

次に、地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では、人事異動に伴う職員人件費として44万円が計上されております。歳入歳出それぞれ44万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,529万円とするものでございます。

最後に、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では、管渠などの修繕費が100万円、マンホール内での作業の安全性を確保するための送風機器等の購入費として40万円が計上されております。

歳入歳出それぞれ152万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,196万円とするものでございます。

以上、3議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（井上 太一君）**

討論なしと認めます。

これより、第46号議案から第51号議案までの平成18年度各会計補正予算6件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第46号議案平成18年度中間市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

**○議長（井上 太一君）**

起立多数であります。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第47号議案平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、第47号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第48号議案平成18年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認めます。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第49号議案平成18年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第50号議案平成18年度中間市老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第51号議案平成18年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

---

日程第17. 第52号議案

日程第18. 第53号議案

日程第19. 第56号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第17、第52号議案から日程第19、第56号議案までの条例改正3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第52号議案中間市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

このたびの改正の内容は、本条例で定められております長期継続契約のできる種別に「車両」の賃貸借契約と、この契約に附帯して締結される保守契約を加えるものとなっております。

これらの契約は、一般に商習慣上複数年にわたる契約が行われることが通例であり、さ

らに短期的な国庫補助事業等におきましても認められる場合もありますことから、長期継続契約とする契約に加えるものです。

以上が本条例の主な内容です。

最後に、採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

#### ○民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第53号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、第56号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告を申し上げます。

まず、中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

今回の改正内容につきましては、初診料等の自己負担について、平成19年1月1日から、3歳未満までの乳幼児に対して公費助成を行うものです。また、健康保険法の一部を改正する法律が、今年10月1日から施行に伴い、福岡県公費医療支給制度において、助成対象外とされています「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に名称を改めるものです。

次に、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

改正内容につきましては、健康保険法の一部を改正する法律の公布に伴い、保険給付費のうち出産育児一時金が今年10月1日から「30万円」を「35万円」に引き上げられることにより、国民健康保険においても出産育児一時金の支給基準を見直し、改正するものです。

以上が主な内容でございます。

審査の後、それぞれ採決いたしましたところ、第53号議案、第56号議案は全員賛成で可決すべきと決した次第であります。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

#### ○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより、第52号議案から第56号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第52号議案中間市長期継続契約とする契約を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立多数であります。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第53号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第20. 第58号議案

## 日程第21. 第59号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第20、第58号議案から日程第21、第59号議案までの条例制定2件を議題とし、民生経済委員長の報告を求めます。

井上久雄民生経済委員長。

○民生経済委員長(井上 久雄君)

ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第58号議案中間市環境基本条

例、第59号議案中間市障害福祉計画策定委員会条例につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、中間市環境基本条例についてご報告申し上げます。

今回の条例の内容は、環境基本法において「地方公共団体は、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。」とされており、環境施策を実施する上で、環境基本計画の策定と並んで環境基本条例の制定は重要であります。

本市におきましては、環境基本計画を平成16年度に策定して、計画の実現を推進しており、本条例は私たちが良好な環境のもとにこの恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有し、持続可能な節度ある社会、そして、人と自然が共生するまちの実現を図るもので、本市の環境施策の基本的な指針とするものです。

なお、この条例は平成18年10月1日から施行の予定です。

また、中間市環境審議会条例については、その内容が本条例に含まれますことから、廃止することといたしております。

続いて、中間市障害福祉計画策定委員会設置条例についてご報告申し上げます。

まず、条例の内容としましては、障害福祉計画の基本指針に即して指定障害者福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の円滑な提供体制を確保し、「中間市障害福祉計画」を定めて障害福祉計画を策定し、本市における障害者等の人数、その障害の状況などを勘案し、実情に応じたサービスの提供体制の確保等のあり方について審議していただくため、障害者自立支援法の制定に伴い、中間市障害福祉計画策定委員会を設置するものです。

以上が主な内容でございます。

審査の後、それぞれ採決いたしましたところ、第58号議案、第59号議案は全員賛成で可決すべきと決した次第であります。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

討論なしと認めます。

これより、第58号議案から第59号議案までの条例制定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第58号議案中間市環境基本条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第59号議案中間市障害福祉計画策定委員会条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

---

## 日程第22. 意見書案第10号

○議長(井上 太一君)

これより日程第22、意見書案第10号ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員(13番 掛田るみ子君)

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書案の趣旨説明を行います。

ドクターヘリとは、救急医療の専門医と看護師が同乗し、搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる医療機器を装備した専用ヘリコプターのことです。医師による早期の治療、搬送時間の短縮が図られ、救急救命医療において顕著な成果を上げております。しかしながら、過重な財政負担から、全国10機の運行にとどまり導入が進んでおりません。

よって、ドクターヘリの全国配備を推進するために、財政基盤の確立及び体制整備を図る新法の制定を求めるものです。

以上、議員の皆様のご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長(井上 太一君)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第10号については委員会



の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第10号ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 意見書案第11号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第23、意見書案第11号教育基本法の改定案の撤回を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

教育基本法の改定案の撤回を求める意見書案の提案説明をさせていただきます。

教育基本法は、戦前の教育が国家権力の強い統制、支配下に置かれ、画一的な教育が押しつけられ、やがて軍国主義一色に染め上げられた歴史の教訓の上に、日本国憲法の精神にのっとり「個人の尊厳を重んじ、心理と平和を希求する人間の育成」を目標に、「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべきもの」と明快に定めております。

政府は、子どものいじめや校内暴力、不登校、学級崩壊、学力低下の問題、若者の職業意識の希薄化や青少年による凶悪犯罪の増加などの原因が、あたかも教育基本法にあるかのように言っております。教育をめぐるさまざまな問題は、教育基本法の施行から59年間教育基本法の理念を棚上げにして、過度の詰め込みと競争、選別、管理の教育を押しつけてきたことにあります。政府の改定案は、これら教育の抱える諸課題に何ら応えるものになっておりません。

政府の改定案は、教育の目標として、国を愛する態度など、20に及ぶ徳目を法律で決め、その目標の達成を義務づけ、子どもたちに強制しようとしています。国を愛する心情を持つかどうかA、B、Cで評価される愛国心通知表が全国各地の小学校で使われてい

ることが大問題になりました。何を、どのように愛するかは個人の精神のもっとも自由な領域にあるものであり、国家が決めるものではありません。政府の改定案は、憲法第19条が保障した思想、良心、内心の自由を侵害するものです。

さらには、教育振興基本計画によって、教育内容を数値目標を含めて詳細に決め、実施し、評価することで、教育への無制限な介入、支配を可能にしています。改定案の最も重大な問題は、これまでの子どもたち一人ひとりの人格の完成を目指す教育から、国策に従う人間をつくる教育へと、教育の根本目標を180度転換させようとしている点にあります。これは、子どもの成長に深刻な悪影響を及ぼすのみならず、我が国の平和と人権、民主主義にとって重大な危険をもたらすものであります。

また、国連こどもの権利委員会は、日本の競争教育に対して二度にわたって厳しい勧告をしています。しかし、政府は60年代に実施され、過度の競争をあおり、学校の序列化を招くとして中止した一斉学力テストを来年度から実施すると言っています。一斉学力テストの復活は教育格差を広げ、子どもたちを傷つけるだけです。独自に一斉学力テストを行っている東京では、学校ごとの成績が公表された結果、新入生ゼロの学校も生まれています。できる子、できない子にふるい分け、子どもたちの心を傷つけて、よい教育はできません。子どもたちに今必要なのは、子どもたちがわかるまで教えてもらえる学校、国の責任で少人数学級を実施するなど、教育基本法に基づく教育こそ求められております。

以上のことから、政府に対し、現行の教育基本法を堅持し、その実行を求めるものであり、政府による教育基本法の改定案の撤回を求めるものです。

ご賛同をお願いいたしまして、提案説明を終わらせていただきます。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

**○議員（3番 佐々木晴一君）**

教育基本法の改定案の撤回を求める意見書案に対する反対討論をいたします。

現在の教育基本法が制定された経緯を見ますと、昭和20年、時のGHQから日本教育制度に対する管理政策が指令され、翌21年3月GHQの要請で日本を民主的な教育制度

にするため、本国からアメリカ教育使節団が来日し、制度改革に対する報告書を取りまとめ公表したのを受け、昭和22年3月12日に公布、施行されています。

教育界の憲法とも言うべき教育基本法ですが、成り立ちを見てみると戦後の混乱期におきまして、GHQの指導のもとやむなくつくられたという色合いが見えてくるわけですが、内容はともかくとして、現行憲法と同じように制定され60年近くもたつわけですから、現在の教育環境に合わなくなっている点があることは間違いございません。

さらにはまた、民主主義の教育環境を高度に昇華させるためにも、現在改正条文案についてさまざま議論がありますが、改正は早々にしなければならぬと思います。イギリスも1944年に制定した教育法を、サッチャー元首相により1988年に教育改革法を成立させ、人種差別や著しい学力低下で荒廃した教育界を見事再生させることができ成功しております。

日本の教育環境を見ますと、毎日のように新聞をにぎわしている青少年の凶悪犯罪、さらにはニート族やフリーターの激増、家庭内暴力や自殺等、青少年にまつわる課題は山積しております。それらの問題解決のためには、英国同様国家の責任としてしっかりとした理念と指針が必要です。その意味で、国民同士が条文改正案をめぐって議論することは大変意義あるものですし、今度の改正教育基本法こそは主権国家として成熟した日本独自の教育の指針として歓迎されるものであります。

ゆえに、教育基本法の改正案の撤回を求める意見書案には反対いたします。

以上です。

**○議長（井上 太一君）**

ほかに討論はありませんか。久好勝利君。

**○議員（7番 久好 勝利君）**

教育基本法については、国民の中に余り読まれていないということから、子どものいろんな問題が出てきたり、あるいは、もう既に60年近くになっていることから、ホリエモンの件にしても教育基本法が悪いからだというような形で、何となく今の教育基本法が悪いという方向に持っていこうとしておりますけれど、一遍内容を読んで見られるといいかと思えます。

それと、憲法を改定する。あるいは教育基本法を改定する。なぜかといったときに、これはアメリカから押しつけられたものだというのが大体の考え方のようにありますけれども、そういうことであるならば、日米安保条約これを変えろとか、あるいは破棄しようということは全く出てこないわけで、そういう点からしても、この教育基本法の改定を撤回するという我々の立場といいますか、ですから、一貫したものという具合に受け取っていただきたいと思えます。

**○議長（井上 太一君）**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第11号教育基本法の改定案の撤回を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立少数であります。よって、意見書案第11号は原案否決されました。

---

#### 日程第24. 意見書案第12号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第24、意見書案第12号国民のくらし最優先の予算編成を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

意見書案第12号国民のくらし最優先の予算編成を求める意見書を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第25. 第24号議案(平成16年)

○議長(井上 太一君)

次に、日程第25、第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第24号議案については、所管の総務文教委員長から目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

この際暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

.....  
午前11時28分再開

---

追加日程第1. 議員提出議案第2号

追加日程第2. 議員提出議案第3号

○議長(井上 太一君)

これより日程を追加し、議員提出議案第3号及び議員提出議案第2号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐々木正義君。

○議員(17番 佐々木正義君)

議員提出議案第2号及び第3号を一括して提案理由を申し上げます。

議員提出議案第2号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例及び第3号中間市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由を申し上げます。

地方公共団体の議会の議員定数につきましては、地方自治法第91条第2項の規定により、当該市町村の人口に比例して定数が定められており、本市の場合はその上限は26人とされているところであります。

現在、中間市議会においては、この法定上限定数26人のところを条例により21人とし、議員定数の削減に努めておるところでございますが、本案は、来年の市議会議員選挙を半年後に控え、さらに2人を削減し、議員定数を19人とする条例改正案を本定例会において提案するものでございます。

また、議員報酬の額につきましても、市長が特別職報酬等審議会に諮り議会に提案するのが通例でございますが、このたびの改正は、議会自らが自主的に報酬額を削減するために提案をするものでございます。

具体的な削減額につきましては、議長にあつては6%削減し、「50万1,000円」を「47万1,000円」に、副議長にあつては4%削減し、「44万1,000円」を「42万4,000円」に、議員にあつては3%削減し、「40万7,000円」を「39万5,000円」に改正するものでございます。来年の5月1日に施行といたしております。

平成16年度からのいわゆる三位一体改革により、国からの補助金や地方交付税が大幅に削減され厳しい財政状況が続く中、市長においては昨年度、中間市行政改革大綱を策定するとともに、同大綱に掲げた重点事項を集中的に実施するため「中間市行財政集中改革プラン」を作成し、人件費の抑制、職員数の削減等により行政内部経費を見直すとともに、税収の確保を図るなど、財政の健全化に取り組んでおり、こうした努力は高く評価するところであります。

私ども議会といたしましても、現下の厳しい社会経済状況を踏まえ、行財政改革推進の一翼を担う中間市議会自らが、なお一層の減量化を図ることを多くの市民が注目し、期待しているものと認識いたしております。

もちろん、議会は議決機関としての大きな権能と重要な責務を担っておりまして、議員定数の減少や報酬の削減が、係る権能の行使や責務の遂行に障害とならないよう、私たち議員はこれからも一層の研さんに努めなければならないと考えております。

何とぞ議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案2件は委員会の付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

**○議員（3番 佐々木晴一君）**

議員提出議案第2号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対して反対討論をいたします。

私は、中間クラブの佐々木晴一でございますけども、そもそも今議会におきまして、この議案が浮上してきた背景を考えてみますときに、先ほどの説明にもありましたけれども、半年後にこの市議会議員選挙を控え、かつまた、かつて北九州市との合併が破談になったその原因が、議員定数の削減にあったというこの市民からの批判に応える形で今回の議案が出てきたのではないかと私は推察いたします。

ただ単に行政改革という意味合いだけで進めるならば、この2議席減の19議席にするという議案は理にかないます。だがしかし、かつての北九州市との合併交渉の折、この定数特例をめぐる議員定数の削減に反対したことによって合併が破談したその市民の批判に応えていこうとするならば、この削減案は十分とは言えません。

中間市民は、市民からの批判に対し中間市議会が何らかの行動を決断することを期待し注目しております。昨年春におきまして成立こそいたしませんでしたがけれども……

**○議長（井上 太一君）**

佐々木議員、選挙演説じゃないんやから、討論ですから。

**○議員（3番 佐々木晴一君）**

討論しております。昨年春におきまして成立こそいたしませんでしたがけれども、リコール運動が華々しく巻き起こったことは、皆さんも記憶に新しいことだと思います。今こそ、この市民からの信頼を取り戻す時でございます。この2議席減の19議席にするという案で果たして市民からの許しは得ることができるでしょうか。

さらにはまた、今、中間市におきましては、先ほどの説明にもありましたように、この中間市行財政集中改革プランの進行中でございます。市職員に対するその模範となすというためにも、まず議会が襟を正し、率先して行政改革をやっていかなければなりません。

そこで、市民からの信頼を取り戻すためにも、また、市職員に対する模範を示すためにも、私たち中間クラブの植本種實と私、佐々木晴一は、倍の4議席減の17議席という提案をし、この議案に対し反対をいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

**○議長（井上 太一君）**

久好勝利君。

**○議員（7番 久好 勝利君）**

中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、議員定数を現在の21から19にすることについて、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

前回の一斉地方選挙では、議員定数を削減して選挙を行った自治体は、中間市も含めて全国で半数近くに上りました。その要因の一つに、1999年の地方自治法の改正で、地方議会の議員定数の上限を、それまでの法定数から大幅に減少させたことがあります。同時に、改正された上限数をさらに下回る定数に削減している自治体が少なくありません。中間市の場合も、法定定数は26になりましたが、議員定数を21にしました。

こうした議員定数削減の背景には、政府が地方自治体に持ち込んできた住民犠牲の地方行革、自治体リストラの流れがあります。政府は、アメリカ言いなりに公共事業に13年間で630兆円使うことを約束して、年間50兆円を公共事業につぎ込んできました。ところが、財政的に耐えられず、公共事業を自治体に押しつけてきました。そのために膨らんだ借金のつけを住民に負わせようというものであります。

地方議会は、住民の最も身近な議会として住民の声を自治体に反映する住民の代表機関です。地方議員の法定定数からの大幅な削減は、地方自治体における議会制民主主義を切り縮め、結果として自治体を住民から遠ざける役割を果たすものと言わなければなりません。

今、政府が合併押しつけなど地方の切り捨てを進めていることに対し、自分たちの地域、自治体は自分たちで守り発展させたいという住民の願いが広がりつつあります。こうした住民自身によるまちづくりを進めていく上で、議会の役割を十分に発揮できるようにしていくことが求められようとしているとき、議員定数削減はそれに逆行するものであり、反対します。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号及び議員提出議案第2号2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず議員提出議案第3号中間市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）



○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第26. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第26、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において山本慎悟君及び掛田るみ子さんを指名いたします。

---

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成18年第4回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時41分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            井   上   太   一

議 員            山   本   慎   悟

議 員            掛   田   る   み   子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員